

春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第 1（第 1 条関係）				別表第 1（第 1 条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
行政不服審査会専門委員		日額	25,000円	行政不服審査会専門委員		日額	25,000円
学校運営協議会委員		年額	10,000円				

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。